

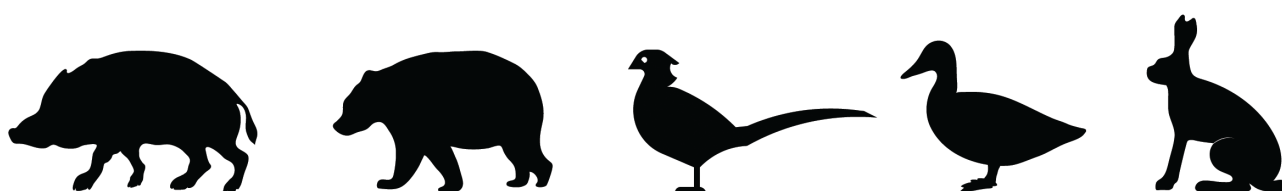


狩猟者の皆様へ御案内

国際原子力機関（IAEA）と共同で作成しました



これは、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ、ノウサギの狩猟者向けに作成したものです。



背景

国が定める一般食品に対する出荷制限は、福島県においては野生のイノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ及びノウサギの肉(以下、「野生鳥獣の肉」という。)にも適用されています。

その基準値は、放射性核種である「放射性セシウム」と呼ばれるセシウム137及びセシウム134の総量に対するものであり、100Bq/kgです。

これは、店頭、市場、道路脇の露店等で販売される場合だけでなく、他人へ無償で提供する場合にも適用されます。

福島県内の県北地方及び相双地方で捕獲されたイノシシの肉に対しては、出荷制限だけでなく、摂取制限も適用されています。

県内各地方により摂取制限や出荷制限の対象となる鳥獣が異なります。

県では、どのようにしてこれらの制限を解除出来るのかを検討しています。



現在の状況

県では、福島第一原子力発電所事故以降、野生鳥獣の肉に対する放射性セシウム濃度のモニタリング調査を行っております。

結果の一例として、2011年度から2019年度に捕獲されたイノシシ及びツキノワグマの測定データを図1に示します。

このデータは次のことを示しています。

- (1) イノシシの肉中の放射性セシウム濃度は、個体により非常に大きなばらつきがあります。
- (2) イノシシ及びツキノワグマのいずれについても、2011年度から放射性セシウム濃度が明らかに減少したとは言えません。



図1

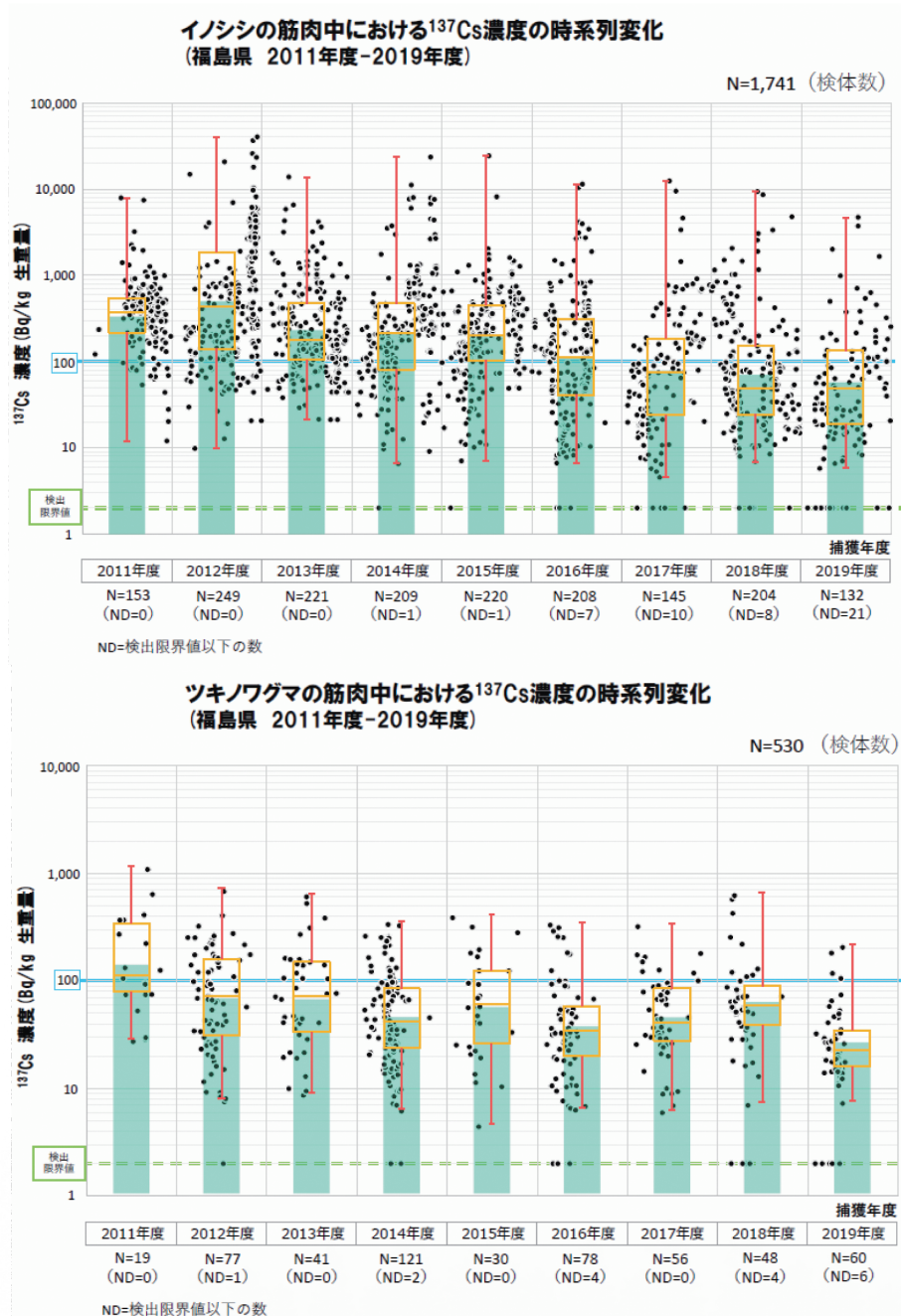
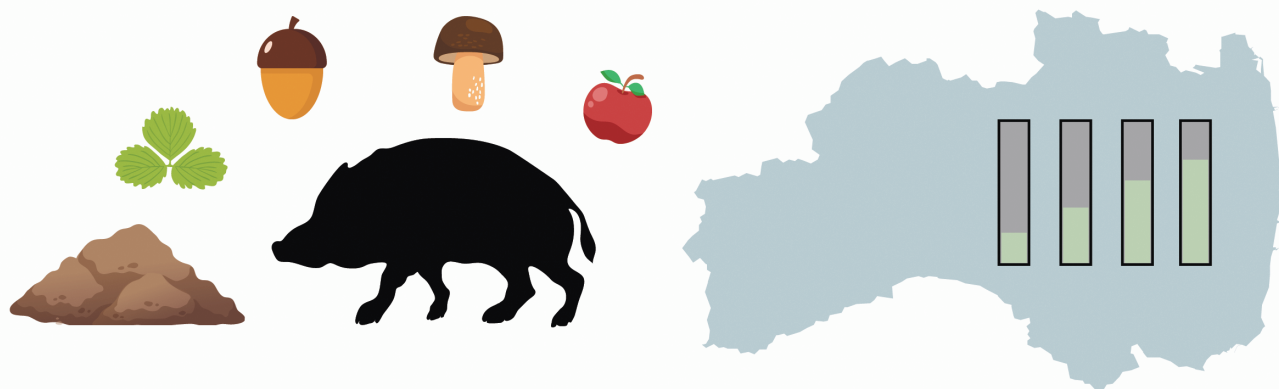


図1では、少数ではあるものの、同じ季節に捕獲された他の動物より明らかに高い放射性セシウム濃度の個体が見られます。チェルノブイリ原子力発電所事故後のヨーロッパでは、きのこを捕食する鳥獣が高い数値を示した事がありましたが、現時点では福島でそのような関係がある事は分かっていません。

土壌中及びイノシシが捕食する食物中の放射性セシウム濃度は、避難指示区域から離れるにつれ低くなります。これは、浜通りで捕獲されたイノシシは、会津で捕獲されたイノシシと比べて、概して高い放射性セシウム濃度となる事を意味するものであり、県が実施した測定データもそれを裏付けるような結果となっています。

一方で、避難指示区域内に生息するイノシシが、食物を求めて区域外にどの程度行き来しているかは明らかになっていません。

しかし、これが明らかになると、区域外の一部のイノシシの放射性セシウム濃度が高い理由が説明できるかもしれません。



アドバイス

これまでのモニタリング調査で得られたデータは、地域や季節によってデータ量に大きなばらつきがあります。データが多いほど、放射性セシウム濃度をより正確に把握できると考えています。そのため、今後も野生鳥獣の放射性セシウム濃度のモニタリング調査を継続することが重要となります。



放射線量

セシウム137の場合、成人が体内に取り込む1Bqあたりの被ばく量は、0.000013mSvで、どのような食品に含まれていようと（例えば、イノシシの肉）同じです。

下に示す表1は、ある人の被ばく量が1mSvとなるまでの食品の摂取量と、その食品中の放射性セシウム濃度を示しています。

放射性セシウム濃度(Bq/kg)	被ばく量が1mSvとなるまでの食品の摂取量 (kg)
100	750
1,000	75
2,000	37.5
5,000	15
10,000	7.5
50,000	1.5

約100mSv以下の被ばく量の健康への影響は明らかになっていません。

